

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（2020年度）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速道路技術センター
3	
<p>本業務は、阪神高速道路の建設および維持管理の技術基準等の制定・改定や設計品質の向上に資する高度な調査研究や審査を行う業務である。また、高度な調査研究や審査に際し、有識者委員会を組織し、技術基準の制定・改定の課題の抽出及び課題に対する検討を行うものである。</p> <p>本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 阪神高速道路の構造物および技術基準を熟知し、阪神高速道路の技術基準に関する高度な調査研究や審査を実施できること。</p> <p>② 当社の技術審議会※の審議が円滑に進むために必要な事前審議を実施できること、かつ、その実施体制を組織できること。</p> <p>が求められる。（※：https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html）</p> <p>一般財団法人阪神高速道路技術センター（以下、「当該センター」という。）は、</p> <p>① 大阪湾岸道路西伸部技術検討委員会における技術基準の作成検討や鋼管集成橋脚の地震応答解析の実施など、高度な調査研究や審査を実施できることに加えて、維持管理においては「阪神高速道路における鋼橋の疲労対策」、「損傷と補修事例に見る道路橋のメンテナンス」等の技術図書の編集・発行を行うなど、阪神高速道路の技術基準及び構造物に精通している。</p> <p>② 当社の技術審議会の委員および顧問をメンバーに含む有識者委員会を有し、事前審議ができる。</p> <p>本業務の契約相手方として、一般財団法人阪神高速道路技術センターを選定し、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規定第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速道路技術センターと随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	